

福岡県公報

平成十七年四月一日
第二千三百七十号
増刊 ④

目次

条 例 (第三十九号)

○福岡県議会議員の報酬の特例に関する条例 (議会事務局総務課) ……………一

議 会

○議会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程

行規程 (議会事務局調査課) ……………一

○福岡県議会事務局規程の一部を改正する告示 (議会事務局総務課) ……………三

公布された条例のあらまし

◇福岡県議会議員の報酬の特例に関する条例 (議会事務局総務課)

1 福岡県議会議員の報酬の特例を定めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

福岡県議会議員の報酬の特例に関する条例をここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県条例第三十九号

福岡県議会議員の報酬の特例に関する条例

福岡県議会議員の報酬月額額は、平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで
の間において、福岡県議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和三十一年福
岡県条例第三十五号)第一条第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる額から当該

額に百分の二を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、同条第二項に規定する加算及
び第六条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる報酬月額額は、第一条第一項各号に
掲げる額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 会

福岡県議会告示第一号

議会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程を次のよう
に定める。

平成十七年四月一日

福岡県議会議長 藤 田 陽 三

議会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程
(趣旨)

第一条 この規程は、福岡県個人情報保護条例(平成十六年福岡県条例第五十七号。以
下「条例」という。)第四十四条ただし書及び第六十九条の規定に基づき、議会が取
り扱う個人情報の保護について、必要な事項を定めるものとする。

(不服申立て等)

第二条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法(昭和三十
七年法律第六十号)による不服申立てがあったときは、議長は、次の各号のい
ずれかに該当する場合を除き、議会運営委員会に諮問しなければならない。

一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

二 決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示す
る旨の決定を除く。以下この号において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不
服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定
等について反対意見書が提出されているときを除く。

三 決定で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨
の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部
を容認して訂正をすることとするとき。

四 決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

2 議長は、前項の規定による諮問についての答申を受けたときは、福岡県議会会議規則（昭和三十一年九月議決）第八十八条に規定する代表者会議（以下「代表者会議」という。）の意見を聴いて、当該不服申立てについての決定をしなければならない。（諮問をした旨の通知）

第三条 議長は、前条第一項の規定により諮問したときは、次に掲げる者に対し、その旨を通知しなければならない。

- 一 不服申立人及び参加人
- 二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- 三 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（議会運営委員会の調査権限）

第四条 議会運営委員会は、第二条第一項の規定により諮問された事項に関し、調査するため必要があるときは、不服申立人又は参加人（以下「不服申立人等」という。）に対し、意見書又は資料の提出を求め、又は学識経験を有する者から意見を聴くことその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第五条 議会運営委員会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、議会運営委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人等は、議会運営委員会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

（意見書等の提出）

第六条 不服申立人等は、議会運営委員会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、議会運営委員会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料等の閲覧）

第七条 不服申立人等は、議会運営委員会に対し、議会運営委員会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、議会運営委員会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 議会運営委員会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（不服申立人等の意見の聴取）

第八条 議会運営委員会は、議会運営委員会に提出された意見書又は資料について、前条第一項の規定により閲覧をさせようとするときは、当該意見書又は資料を提出した不服申立人等の意見を聴かなければならない。ただし、議会運営委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

（調査審議手続の非公開）

第九条 議会運営委員会の行う不服申立てに係る調査及び審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第十条 議会運営委員会は、第二条第一項の規定による諮問に応じて答申したときは、答申書の写しを不服申立人等に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（議会が取り扱う個人情報の保護）

第十一条 条例第三条第二項ただし書及び第三項第七号、第五条第二項第六号並びに第六条第三号中「福岡県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で」とあるのは、「議会運営委員会に諮問し、答申を受けたときは、代表者会議の意見を聴いた上で」と読み替えて適用するものとする。

（補則）

第十二条 この規程に定めるもののほか、条例の施行については、知事が取り扱う個人情報保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成十七年福岡県規則第二十七号）の規定の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

福岡県議会告示第二号

福岡県議会議事務局規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十七年四月一日

福岡県議会議長 藤田陽三

福岡県議会議事務局規程の一部を改正する告示

福岡県議会議事務局規程（昭和三十五年十月二十五日福岡県議会公示）の一部を次のように改正する。

第三条の別表調査広報係の項中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 個人情報保護に関すること。

第十一条中「事務の処理を行う場合」の下に、「個人情報の適切な管理のための措置」を加える。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

発行

福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部)行政経営企画課

印刷
販売

福岡市博多区吉塚五丁目一三番四〇号
松影堂印刷株式会社

定価

一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)